泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	概要	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 2 . において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備 <u>又は</u> 運用等について説明する。 (新) 2 . において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備 <u>、</u> 運用等について説明する。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-2	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、大飯との相違理由を 追記した。 (旧) 2 . において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合す るために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明す る。 (新) 2 . において、設計基準対象施設について、追記要求事項に適合す るために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-10	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 〜身体サーベイ <u>及び</u> 作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 (新) 〜身体サーベイ <u></u> 作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-15	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯の相違理由を追記した。 (旧) 〜身体サーベイ <u>及び</u> 作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。 (新) 〜身体サーベイ <u>、</u> 作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-16	以下のとおり、記載を適正化した。 (旧)(3)事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力・温度等の監視が可能な設計とする。 (新)(3)事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力、温度等の監視が可能な設計とする。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-25	以下のとおり、記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧)(3)事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力・温度等の監視が可能な設計とする。 (新)(3)事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力、温度等の監視が可能な設計とする。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-19	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)中央制御盤の配置 <u>及び</u> 操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤 判断を防止でき、~ (新)央制御盤の配置 <u>,</u> 操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤判断 を防止でき、~	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-31	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)中央制御盤の配置 <u>及び</u> 操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤 判断を防止でき、~ (新)央制御盤の配置、操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤判断 を防止でき、~	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-36	「女川原子力発電所 2号炉」欄 上から2つのパラグラフを【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申 請書(令和4年11月25日, 発電用原子炉施設の変更)より引用】枠で 囲っていたが、上から1つ目のパラグラフまでに枠を縮小し、上から2つ目 のパラグラフは【女川原子力発電所 設置変更許可申請書(2号炉完本)令 和4年8月現在より引用】の枠で囲うよう適正化した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-38	「女川原子力発電所 2号炉」欄 「(外部電源喪失)」の構文について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧)~非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。 (新)~、非常用ディーゼル発電機が起動することにより、運転操作に影響を与えず操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作ができる設計とする。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-25	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 〜中央制御室に電話、FAX <u>及び</u> 社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 (新) 〜中央制御室に電話、FAX、社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-40	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を 追記した。 (旧) ~中央制御室に電話、FAX <u>及び</u> 社内ネットワークシステムに接続され たパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 (新) ~中央制御室に電話、FAX、社内ネットワークシステムに接続された パソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-26	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)(2)手順に基づき、監視カメラ <u>及び</u> 気象観測設備等により発電用原子 炉施設の外の状況を把握するとともに、~ (新)(2)手順に基づき、監視カメラ、気象観測設備等により発電用原子炉 施設の外の状況を把握するとともに、~	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-44	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧)(2)手順に基づき、監視カメラ <u>及び</u> 気象観測設備等により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、~ (新)(2)手順に基づき、監視カメラ <u>、</u> 気象観測設備等により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、~	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-32	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の <u>設備</u> 仕様 (新) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の <u>主要</u> 仕様	
16	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-63	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の <u>設備</u> 仕様 (新) 第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の <u>主要</u> 仕様	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-36	女川実績を踏まえ、以下を追記した。 別添1 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について(被ばく評価除く) 別添2 泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 3. 運用、手順説明資料 別添3 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉制御室等	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-67	女川実績を踏まえ以下を追記し、女川との相違理由を追記した。 別添1 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について(被ばく評価除く) 別添2 泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 3. 運用,手順説明資料 別添3 泊発電所3号炉 運用,手順説明資料 原子炉制御室等	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-65	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下を追記した。 ・「枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません。」	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-67	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下の記載を追記し適正化した。 3. 別添 別添 1 原子炉制御室について(被ばく評価除く) 別添 2 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 別紙 3 運用,手順説明資料 原子炉制御室等	
21	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 12.0)	26条-別添1-i	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震 <u>及び</u> 火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震 <u>、</u> 火災等の影響	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-3	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を 追記した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震 <u>及び</u> 火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震 <u>、</u> 火災等の影響	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-10	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 〜風向・風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。 (新) 〜風向・風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-13	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を 追記した。 (旧)~風向・風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。 (新)~風向、風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-18	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を 気象観測設備空公的機関等からの情報で把握する。 (新) 地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を 気象観測設備、公的機関等からの情報で把握する。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-18	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を 気象観測設備空公的機関等からの情報で把握する。 (新) 地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を 気象観測設備、公的機関等からの情報で把握する。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-26	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング <u>及び</u> 作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。 (新) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング <u></u> 作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-28	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。 (新) ~中央制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-35	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧) ~コンクリート厚さ□以上~ (新) ~コンクリート厚さ□mm以上~	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-34	以下のとおり, 社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-36	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) <u>設備</u> 仕様 (新) <u>主要</u> 仕様	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-36	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概略図を図2.4-7 に示す。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概要を図2.4-7 に示す。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-38	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を追記した。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概略図を図2.4-7 に示す。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概要を図2.4-7 に示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-36	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統 <u>概略</u> 図 (新) 図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統 <u>概要</u> 図	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-38	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を 追記した。 (旧) 図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統 <u>概略</u> 図 (新) 図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統 <u>概要</u> 図	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-39	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) <u>設備</u> 仕様 (新) <u>主要</u> 仕様	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-42	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を 追記した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-40	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 図2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要 (新) 図2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要図	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-43	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 図2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要 (新) 図2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要図	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-45	「女川原子力発電所 2号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧) ~コンクリート厚さ□以上~ (新) ~コンクリート厚さ□mm以上~	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-50	表3.1-2内の記載を以下のとおり適正化した。 (旧) 緊急時対策所指揮所緊急時対策所待機所 (新) 緊急時対策所指揮所 <u>、</u> 緊急時対策所待機所	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-73	表3.1-2内の記載を以下のとおり適正化した。 (旧) 緊急時対策所指揮所緊急時対策所待機所 (新) 緊急時対策所指揮所 <u>、</u> 緊急時対策所待機所	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-51	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 〜原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング <u>及び</u> 作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 (新) 〜原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング <u></u> 作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-74	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を追記した。 (旧) ~原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング <u>及び</u> 作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。 (新) ~原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング <u></u> 作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-52	表3.2-1の概要欄について、以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧)~モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。 (新)~モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.12.0)	26-別添1-75	表3.2-1の概要欄について、以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧)~モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。 (新)~モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.12.0)	26条-別添1-56	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジング エリアの補修や汚染による養生シートの張替え等も考慮して、~ (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジング エリアの補修、汚染による養生シートの張替え等も考慮して、~	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-79	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川及び大飯との相違理由を追記した。 (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染による養生シートの張替え等も考慮して、〜 (旧) チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修」汚染による養生シートの張替え等も考慮して、〜	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-61	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-86	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 設備仕様 (新) 主要仕様	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-69	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 〜防護具の脱衣及び身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。 (新) 〜防護具の脱衣、身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-96	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) ~防護具の脱衣及び身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。 (新) ~防護具の脱衣、身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-71	以下の記載を適正化した。 (旧)中央制御室 <u>換気系統処理空間容量</u> (新)中央制御室 <u>の空調バウンダリ体積</u>	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-99	以下の記載を適正化した。 (旧)中央制御室 <u>換気系統処理空間容量</u> (新)中央制御室 <u>の空調バウンダリ体積</u>	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-75	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震、火災等の影響	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-104	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、女川との相違理由を 追記した。 (旧) 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響 (新) 3.3 中央制御室への地震、火災等の影響	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-78	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化した。 (旧) バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理・汚染サーベイ等をおこなう拠点は、〜 (新) バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理、汚染サーベイ等をおこなう拠点は、〜 (旧) 除染方法としては、内部被ばくの防止の観点から、マスクをゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (新) 除染方法としては、内部被ばくの防止の観点から、マスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (旧) 〜必要に応じてマスクをゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに〜 (新) 〜必要に応じてマスク・ゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに〜	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添1-107	以下のとおり、社内統一ルールにより記載を適正化し、大飯との相違理由を追記した。 (旧)バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理・汚染サーベイ等をおこなう拠点は、~ (新)バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理・汚染サーベイ等をおこなう拠点は、~ (旧)除染方法としては、内部被ばくの防止の観点から、マスクをゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (新)除染方法としては、内部被ばくの防止の観点から、マスク・ゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。 (旧)~必要に応じてマスクをゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに~ (新)~必要に応じてマスク・ゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに~	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.12.0)	26条-別添1-89~92	技術的能力および有効性評価資料の変更を反映した。 ・災害対策要員(運転 <u>支援等</u>)→災害対策要員(運転 <u>班員</u>) ・表3.6-11及び図3.6-2に記載の中央制御室内在室人員を最新化 表現の適正化 ・運転員 I ・運転員 II →運転員 II 」	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 12.0)	26-別添1-140~142	技術的能力および有効性評価資料の変更を反映した。 ・災害対策要員 (運転 <u>支援等</u>) →災害対策要員 (運転 <u>班員</u>) ・表3.6-11及び図3.6-2に記載の中央制御室内在室人員を最新化 表現の適正化 ・運転員 I <u>・</u> 運転員 II →運転員 II	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.12.0)	26-別添2-111	大飯欄の脱字を修正 (旧) …(1)a) の放出源の条件に応じて… (新) …(1)_a) の放出源の条件に応じて…	
	以上,	6/30一括提出時の適正化内容	学を示す。以降は,一括提出後の適正化内容を示す。	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	とりまとめた資料-1	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため、以下を修正した。 1-1) d. 当社が自主的に変更したもの (旧) 津波監視カメラを3台,構内監視カメラを2台増設予定のため〜 (新) 津波監視カメラを3台,構内監視カメラを4台増設予定のため〜 1-2) d. 当社が自主的に変更したもの (追加) 地滑り地形及び急傾斜地崩壊危険箇所の監視カメラ映像イメージを「図2.1-6中央制御室からの外部の状況把握イメージ」に追加した。【比較表p26-別派1-19】 (削除) 泊発電所周辺の地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲における外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等以外の安全施設の監視に関する設計方針を追加【比較表p26-別派1-18,19】	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-6 26条-7 26条-16 26条-20 26条-22 26条-24	「図2.1-6 3 号炉発電用原子炉施設と泊発電所周辺の地滑り, 土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲」削除に伴い, 説明資料の該当ページを修正した。(旧) 2.1.3: p26 条-別添1-19(新) 2.1.3: p26 条-別添1-18	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-4	「大飯発電所 3/4号炉」欄 P26-5で再掲しているため、再掲表記を追記した。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-5	「大飯発電所 3/4号炉」欄 P26-4からの再掲のため、再掲表記を追記した。	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-6	「大飯発電所 3/4号炉」欄 P26-7で再掲しているため、再掲表記を追記した。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-7	「大飯発電所 3/4号炉」欄 P26-6からの再掲のため、再掲表記を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-8	「大飯発電所 3/4号炉」欄 「大飯発電所設置変更許可申請書(3号及び4号炉完本)令和3年5月現在 より引用」を追記した。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-8 26-11 26-25 26-33 26-36 26-40	「図2.1-6 3号炉発電用原子炉施設と泊発電所周辺の地滑り, 土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲」削除に伴い, 説明資料の該当ページを修正した。(旧) 2.1.3: p26 条-別添1-19(新) 2.1.3: p26 条-別添1-18	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-13	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下を追記し適正化した。 ・【説明資料 (別添2-1) (別添1-3)】	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-28	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧) 第3について (新) 第3項について	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-32	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下を追記し適正化した。 ・(4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則」を満足するように、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は 故障その他の異常が発生した場合、従事者が支障なく中央制御室に入れると ともに、一定期間中央制御室内にとどまって所要の操作及び措置をとること ができる設計とする。 [33-①再掲]	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-33	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下を追記し適正化した。 ・ [33-①](4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を満足するように、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、従事者が支障なく中央制御室に入れるとともに、一定期間中央制御室内にとどまって所要の操作及び措置をとることができる設計とする。	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-33	「大飯発電所 3/4号炉」欄 「大飯発電所設置変更許可申請書(3号及び4号炉完本)令和3年5月現在より引用」を追記した。 また,以下の記載を適正化した。 (旧)6.10.1.1.3 主要設備 (新)6.10.1.1.3 主要設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-24	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,監視カメラで把握する自然現象等に地滑りを記載した。 a. 監視カメラ (旧) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,火山の影響~ (新) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響~	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-40	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,監視カメラで把握する自然現象等に地滑りを記載した。 a. 監視カメラ (旧) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,火山の影響~ (新) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響~ 上記記載に伴い,相違理由に以下を追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯,女川と同様)	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-25	b. 気象観測設備等の設置の説明資料に以下を追加した。 (追加) (2.1.5: p26 条-別添1-22)	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 13.0)	26-40	b. 気象観測設備等の設置の説明資料に以下を追加した。 (追加) (2.1.5:p26 条-別添1-22)	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-43, 44	「大飯発電所 3/4号炉」欄 「大飯発電所設置変更許可申請書(3号及び4号炉完本)令和3年5月現在より引用」を追記した。	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-47	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)中央制御室(重大事故等時)概略系統図を第6.10.2.1 図 <u>から第6.10.2.3 図</u> に示す。 (新)6中央制御室(重大事故等時)概略系統図を第6.10.2.1 図に示す。	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-47	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下を追記し適正化した。 ・【説明資料(別添2-2) (別添1-4,5)】	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-51	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下を追記し適正化した。 ・【説明資料(別添1-3)】	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-56	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)(1)中央制御室遮蔽(3号及び4号炉共用 一式 (新)(1)中央制御室遮蔽(3号及び4号炉共用 <u></u> 一式	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26–58	「大飯発電所 3/4号炉」欄 「大飯発電所設置変更許可申請書(3号及び4号炉完本)令和3年5月現在より引用」を追記した。	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-59	「大飯発電所 3/4号炉」欄 「大飯発電所設置変更許可申請書 (3号及び4号炉完本) 令和3年5月現在 より引用」を追記した。	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-62	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)換気空調設備の主要設備の仕様を第8.2.2表に示す。 (新)換気空調設備の主要設備の仕様を第8.2.1表 <u>~第8.2.4表</u> に示す。	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-62	「大飯発電所 3/4号炉」欄 「大飯発電所設置変更許可申請書 (3号及び4号炉完本) 令和3年5月現在 より引用」を追記した。	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-62	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧) また、共用により多重性を持ち、~ (新) また、共用により <u>更なる</u> 多重性を持ち、~	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-35	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,監視カメラで把握する自然現象等に地滑りを記載した。 a. 監視カメラの設置 (旧) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積 雪,落雷,火山の影響〜 (新) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積 雪,落雷,火山の影響〜 (新) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積 雪,落雷,地滑り,火山の影響〜	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	22-66	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,監視カメラで把握する自然現象等に地滑りを記載した。 a. 監視カメラの設置 (旧) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,火山の影響~ (新) 想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響~ 上記記載に伴い,相違理由に以下を追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯,女川と同様)	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-10	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,監視カメラで把握する自然現象等に地滑りを記載した。 (1)監視カメラ (旧)発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,火山の影響,~ (新)発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-13	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,監視カメラで把握する自然現象等に地滑りを記載した。 (1)監視カメラ (旧)発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,火山の影響~(新)発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響~上記記載に伴い,相違理由に以下を追加した。 【女川】設計方針の相違・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯,女川と同様)	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-10	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,設置場所を追記した。 (旧)発電用原子炉施設に~1号及び2号炉背後法面,及び開閉所遮風建屋屋上に設置する (新)発電用原子炉施設に~1号及び2号炉背後法面,開閉所遮風建屋屋上, 堀株守衛所付近及び茶津守衛所付近に設置する	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-13	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため、設置場所を追記した。 (旧)発電用原子炉施設に~1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に設置する (新)発電用原子炉施設に~1号及び2号炉背後法面、開閉所遮風建屋屋上、 <u> </u>	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-10	以下の記載を適正化した。 (旧) 〜雷・降雨予報, 天気図等の公的機関からの情報を〜 (新) 〜雷 <u>注意報、</u> 降雨予報, 天気図等の公的機関からの情報を〜	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-13	以下の記載を適正化した。 (旧) 〜雷・降雨予報, 天気図等の公的機関からの情報を〜 (新) 〜雷 <u>注意報,</u> 降雨予報, 天気図等の公的機関からの情報を〜	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-11	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「図2.1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ」を修正した。 (追加) 構内監視カメラ⑧(堀株守衛所付近) (追加) 構内監視カメラ⑨(茶津守衛所付近)	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-14	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「図2.1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ」を修正した。 (追加) 構内監視カメラ⑧(堀株守衛所付近) (追加) 構内監視カメラ⑨(茶津守衛所付近)	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-12 26条-別添1-13 26条-別添1-16 26条-別添1-17	以下の図において、屋外図面(背景)を最新化した。 なお、屋外図面の最新化による監視カメラの監視可能な画角範囲に変更はない。 (対象)図2.1-2、図2.1-3、図2.1-4、図2.1-5	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-15 26-別添1-17 26-別添1-18	以下の図において、屋外図面(背景)を最新化した。 なお、屋外図面の最新化による監視カメラの監視可能な画角範囲に変更はない。 (対象)図2.1-2,図2.1-3,図2.1-4,図2.1-5	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-13	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図(監視カメラ)」を修正した。 (追加) 構内監視カメラ⑧堀株守衛所付近T.P.4.5m (追加) 構内監視カメラ⑨茶津守衛所付近T.P.22m	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-15	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図(監視カメラ)」を修正した。 (追加) 構内監視カメラ⑧堀株守衛所付近T.P.4.5m (追加) 構内監視カメラ⑨茶津守衛所付近T.P.22m 上記記載に伴い,相違理由を以下のとおり修正した。 (旧)泊は立地的要因から11台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため (新)泊は立地的要因から13台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-14	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため、設置場所の追記及び設置台数を修正した。 (旧)監視カメラは~1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に7台設置し、 (新)監視カメラは~1号及び2号炉背後法面、開閉所遮風建屋屋上、 <u>堀株</u> 守衛所付近及び茶津守衛所付近に9台設置し、	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-16	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため、設置場所の追記及び設置台数を修正した。 (旧)監視カメラは~1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に7台設置し、(新)監視カメラは~1号及び2号炉背後法面、開閉所遮風建屋屋上、堀株守衛所付近及び茶津守衛所付近に9台設置し、上記記載に伴い、相違理由を以下のとおり修正した。(旧)泊は立地的要因から7台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため(新)泊は立地的要因から9台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-15	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「表 2.1-2 構内監視カメラの概要」中の台数を修正した。 (追加) 堀株守衛所付近 1台 (追加) 茶津守衛所付近 1台	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-17	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「表 2.1-2 構内監視カメラの概要」中の台数を修正した。 (追加) 堀株守衛所付近 1台 (追加) 茶津守衛所付近 1台	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-17	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を修正した。 (追加) 構内監視カメラ⑧堀株守衛所付近T.P.4.5m (追加) 構内監視カメラ⑨茶津守衛所付近T.P.22m (追加) 地滑り地形,急傾斜地崩壊危険箇所の範囲 (追加) 凡例に地滑り地形,急傾斜地崩壊危険箇所,モニタリングポスト	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-18	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,「図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を修正した。 (追加) 構内監視カメラ⑧堀株守衛所付近T.P.4.5m (追加) 構内監視カメラ⑨茶津守衛所付近T.P.22m (追加) 地滑り地形,急傾斜地崩壊危険箇所の範囲 (追加) 凡例に地滑り地形,急傾斜地崩壊危険箇所,モニタリングポスト上記記載に伴い,相違理由に以下を追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため,地滑り地形,急傾斜地崩壊危険箇所の範囲を記載(島根と同様)	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-18	26条-別添1-17「図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」に地滑り地形,急傾斜地崩壊危険箇所の範囲を追加したため,「図2.1-6 3号炉発電用原子炉施設と泊発電所周辺の地滑り,土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲」及び地滑りの監視に関する設計方針を削除した。	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-18, 19	26-別添1-18「図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」に地滑り地形,急傾斜地崩壊危険箇所の範囲を追加したため,「図2.1-6 3号炉発電用原子炉施設と泊発電所周辺の地滑り,土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲」及び地滑りの監視に関する設計方針を削除した。	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.13.0)	26条-別添1-18	「図2.1-6」の削除に伴い、以降の図番を修正した。 (旧) 中央制御室において,監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-7に示す。 (新) 中央制御室において,監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-6に示す。	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-19	「図2.1-6」の削除に伴い、以降の図番を修正した。 (旧) 中央制御室において,監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-7に示す。 (新) 中央制御室において,監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-6に示す。	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-19	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため,地滑り 範囲を監視するカメラ映像イメージを追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-19	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため、地滑り 範囲を監視する監視カメラの映像イメージを追加した。 上記記載に伴い、相違理由に以下を追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため、地滑り地形、急傾斜地 崩壊危険箇所を監視するカメラ映像イメージを記載(島根と同様)	
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-20	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため、「表 2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等」に地滑りを追加し、「表 2.1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象」から地滑りを削 除した。	
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-20	地滑り箇所を監視可能な位置に構内監視カメラを2台増設するため、「表2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等」に地滑りを追加し、「表2.1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象」から地滑りを削除した。 上記記載に伴い、相違理由に以下を追加した。 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様)	
118	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-27	図2.3-1のT.P.表記を以下のとおり適正化した。 (旧) T.P. <u>+</u> (新) T.P.	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-29	図2.3-1のT.P.表記を以下のとおり適正化した。 (旧) T.P. <u>+</u> (新) T.P.	
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-46	表2.5-2の表外の注釈を以下のとおり適正化した。 (旧) ~その <u>ほか</u> の可搬型照明は資機材として備える。 (新) ~その <u>他</u> の可搬型照明は資機材として備える。	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-66	表2.5-2の表外の注釈を以下のとおり適正化した。 (旧) ~そのほかの可搬型照明は資機材として備える。 (新) ~その他の可搬型照明は資機材として備える。	
122	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-50	表3.1-3の配備教表記を以下のとおり適正化した。 (旧) 1000錠 (新) 1 <u>.</u> 000錠	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-73	表3.1-3の配備教表記を以下のとおり適正化した。 (旧) 1000錠 (新) 1 <u>.</u> 000錠	
124	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26条-別添1-53	図3.2-1のT.P. 表記を以下のとおり適正化した。 (旧) T.P. ± (新) T.P.	
125	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-76	図3.2-1のT.P. 表記を以下のとおり適正化した。 (旧) T.P. ± (新) T.P.	
126	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-88	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)(4) チェンジングエリアの設置状況 (新)(3) チェンジングエリアの設置状況	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-101	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧) 空気中よう素濃度:1×10 <u>-4</u> Bq/cm <u>3</u> (新) 空気中よう素濃度:1×10 <u>-4</u> Bq/cm <u>3</u> (旧) CV内高レンジエリアモニタ1×10 <u>5</u> mSv/h (新) CV内高レンジエリアモニタ1×10 <u>5</u> mSv/h	
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-108	「大飯発電所 3/4号炉」欄以下の記載を適正化した。 (旧)なお,空調については代替非常用発電機が起動するまでの間起動しないが,居住性に係る被ばく評価においては,保守的に全交流動力電源喪失発生から5時間後に起動することを条件としている。 (新)なお,空調については空治非常用発電装置が起動するまでの間、起動しないが、居住性に係る被ばく評価においては、保守的に、全交流動力電源喪失発生後、5時間後に起動することを条件としている。	
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26条-別添1-84	以下の記載を適正化した。 (旧) ・空気流入率0.05回/h※ (閉回路循環運転) (新) ・空気流入率0.05回/h [※] (閉回路循環運転)	
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-135	以下の記載を適正化した。 (旧) ・空気流入率0.05回/h※(閉回路循環運転) (新) ・空気流入率0.05回/h <u>※</u> (閉回路循環運転)	
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26-別添1-135	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)・空気流入率0.05回/h※(閉回路運転) (新)・空気流入率0.05回/h <u>※</u> (閉回路運転)	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.13.0)	26条-別添1-85	以下の記載を適正化した。 (旧) ・空気流入率0.05回/h※ (閉回路循環運転) (新) ・空気流入率0.05回/h [※] (閉回路循環運転)	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-136	以下の記載を適正化した。 (旧)・空気流入率0.05回/h※(閉回路循環運転) (新)・空気流入率0.05回/h <u>**</u> (閉回路循環運転)	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-136	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)・空気流入率0.05回/h※(閉回路運転) (新)・空気流入率0.05回/h [※] (閉回路運転)	
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-137	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧) b) 評価結果 (新) <u>(</u> b) 評価結果	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26条-別添1-87	以下の記載を適正化した。 (旧)5~168 h 0.05回/h※(閉回路循環運転) (新)5~168 h 0.05回/h [*] (閉回循環路運転)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-138	以下の記載を適正化した。 (旧) 5~168 h 0.05回/h※(閉回路循環運転) (新) 5~168 h 0.05回/h <u>*</u> (閉回循環路運転)	
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-138	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)5~168 h 0.05回/h※ (閉回路運転) (新)5~168 h 0.05回/h <u>*</u> (閉回路運転)	
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26条-別添1-88	以下の記載を適正化した。 (旧) 5~168 h 0.05回/h※(閉回路循環運転) (新) 5~168 h 0.05回/h <u>*</u> (閉回循環路運転)	
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-139	以下の記載を適正化した。 (旧)5~168 h 0.05回/h※(閉回路循環運転) (新)5~168 h 0.05回/h <u>*</u> (閉回循環路運転)	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添1-139	「大飯発電所 3/4号炉」欄 以下の記載を適正化した。 (旧)5~168 h 0.05回/h※ (閉回路運転) (新)5~168 h 0.05回/h <u>※</u> (閉回路運転)	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r.13.0)	26-別添2-添1-2-1	・第1表に記載の水位やポンプ流量について、先行電力のまとめ資料を確認した結果としてマスキング範囲を見直した。 ・先行と同様の注釈を記載した。	
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.13.0)	26-別添2-42	・第1表に記載の水位やポンプ流量について、先行電力のまとめ資料を確認した結果としてマスキング範囲を見直した。 ・先行と同様の注釈を記載した。	